

会計教育研究

Vol.6

目次

2019年度 会計教育研究所の活動	会計教育研究所 所長 榎岡源一郎	1
◆第7回会計・税務研修会報告 消費税の軽減税率・インボイス制度と実務	櫻井 淳	2
◆第4回会計・商業研修会報告 生徒の進路意思決定に有用な商業教育と 検定試験を活かした指導法について	荒木 真彦	8
◆研究プロジェクト報告 避難者支援活動と地域交流に関する研究	勅使河原隆行	16
◆研究プロジェクト経過報告 税務分野におけるICT化の進展と会計教育に関する研究	谷川喜美江	21
◆2019年度 瑞穂会報告		25

2019年度 会計教育研究所の活動について



会計教育研究所所長 桝岡源一郎

会計教育研究所が2012年4月1日に設立されてから8年が経とうとしている。設立当初は、会計教育の実践の場として設立された「瑞穂会」を会計教育研究所の組織に加え、公認会計士や税理士といった会計プロフェッショナルの資格取得を目指す人材の育成を図りながら、会計教育に係る研究・調査・研修を中心に活動してきた。会計教育研究所は、会計教育研究、商業教育研究、企業の実態を調査研究する研究プロジェクト、公認会計士、税理士、ファイナンシャル・プランナー、商業教育に携わる教員やこれらを目指す方を対象とした研究会・研修会の開催、会計教育実践の場である「瑞穂会」の運営が主たる活動である。2015年4月1日には、会計教育研究所の会計教育部門の他に、商業教育部門を新たに設けて、会計・商業教育についてさらに調査・研究を深めていった。

そこで、以下において2019年度における会計教育研究所の活動概要について示すこととする。

まず、2013年度から年1回実施している会計・税務研修会（同日に開催されたCUC公開講座in丸の内2019の一環として学長プロジェクト1、CUC会計人クラブと共催）を今年度も開催した。2019年11月16日に第7回会計・税務研修会として、国税庁課税部軽減税率制度対応室長の櫻井淳先生を講師に招き、「消費税の軽減税率・インボイス制度と実務」というテーマで開催した。本研修会については本誌に概要をまとめている。

2015年度より年1回実施している会計・商業研修会についても開催した。2019年3月23日に第4回会計・商業研修会として、千葉県立流山高等学校教諭（2019年3月23日時点）荒木真彦先生を講師に招き、「生徒の進路意思決定に有用な商業教育と検定試験を活かした指導法について」というテーマで開催した。荒木真彦先生からICTを活用し、ユニバーサルデザインを踏まえて生徒指導を考察することが望ましいという見解が示されていた。開催が2018年度末であったため本誌に概要をまとめている。

本年度は、2020年3月14日に第5回会計・商業研修会として「高等学校・大学・企業で求められる簿記会計教育」をテーマに開催を予定している。本研修会の概要については、来年度において報告することとする。

つぎに、「会計教育に関する調査・研究の実施」としては、2017年度・2018年度の2年間の調査・研究期間で「避難者支援活動と地域交流に関する研究」を行った。

この調査・研究は2年間の期間で実施し、2019年3月をもって研究終了となった。現在の求められる避難者支援活動は、地域住民の立場から、交流活動に関しても、復興支援という形態ではなく、自立支援型といった視点に変えていく必要があることが実証研究を通じて明らかとなった。そこで、本誌において、本調査・研究成果の最終成果報告をまとめ、報告書の形で掲載している。

また、2019年度・2020年度の2年間の調査・研究期間で、「税務分野におけるICT化の進展と会計教育に関する研究」を開始した。税務分野において近年求められる会計教育は、会計処理方法を教授する教育ばかりではなく、ICTを活用して会計処理及び税務申告・納税に対応できる人材の育成にあるという視点からフランス等の諸外国の租税制度も比較しながら研究を進めている。本研究・調査については、研究途上にあることから本誌において中間報告をまとめている。

「瑞穂会」では、会計教育の実践の場として日商簿記検定3級から1級及び税理士試験の一部科目（簿記論・財務諸表論）の講座を開講し、会計教育の実践に関する研究を毎年継続している。資格の大原 大原大学院大学主催の全国大学対抗簿記大会では1級の部において、団体戦全国優勝9連覇という快挙を成し遂げ、6月・11月に開催された大会では個人戦の全国優勝も成し遂げている。資格の学校TAC主催の簿記チャンピオン大会では、団体戦3位入賞を果たした。

今年度は「瑞穂会」所属の学生が日商簿記検定1級に14名合格し全国平均より高い合格率であった。税理士試験は簿記論・財務諸表論同時合格者7名、簿記論合格者4名、財務諸表論合格者1名の計12名が科目合格した。最近では、「瑞穂会」で学び、検定試験を受験する学生が増えており、全講座で会計教育研究所設立年度の2012年度受験者数は178名、2018年度受験者数は328名であり、2012年度と2018年度を比較すると約180%増となっている。

また、会計教育研究所では、商業教育の職を志す者を対象とした教育研究活動も行い、商業教育指導者の育成を進めている。来年度もまた会計教育研究所の専任教員・兼任研究員一丸となって、教育・研究それぞれの部門でのよりよい成果が報告できるよう邁進していきたいと考えている。

消費税の軽減税率・インボイス制度と実務

櫻井 淳

I はじめに

令和元年(2019年)10月1日、税率が10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施され、現在、消費税及び地方消費税を合わせた税率は、軽減税率8%と標準税率10%の複数税率になっている(なお、軽減税率8%は、消費税6.24%、地方消費税1.76%となっており、それ以前の「8%」が消費税6.3%、地方消費税1.7%で構成されているのに対し、その内容が異なる。)

国税庁では、軽減税率制度の円滑な導入のため、税務署における説明会の開催のほか、事業者団体等での説明会など、関係省庁とも連携し、積極的な周知・広報活動を展開してきた。その成果もあってか、軽減税率制度は、我が国で初めての制度であり、制度実施前、軽減税率の対象品目の線引きが複雑で分かりにくいのではないかとといった指摘など、実施に当たり様々な懸念等もあったが、大きな混乱もなくスタートできていると思われる。

本稿では、軽減税率制度を中心に、インボイス制度など、それと密接に関係する制度について説明する。

II 軽減税率制度

消費税の軽減税率の対象品目は、「飲食料品」と「新聞」である。

消費税法では、軽減税率の対象品目について、以下のとおり規定している(なお、軽減税率制度の実施から適格請求書等保存方式の導入までの間は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項による)。

- 一 飲食料品(食品表示法…に規定する食品(酒税法…に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。)をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。…)の譲渡(次に掲げる課税

資産の譲渡等は、含まないものとする。)

- イ 飲食店業その他政令で定める事業を営む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。)
 - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(老人福祉法…に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。)
- 二 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限る。)の定期購読契約(当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。)に基づく譲渡

1 飲食料品の範囲

軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く。以下「食品」という。)をいい、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもののうち、一定の要件を満たすものも含むこととされている。

この「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品」、「医薬部外品」等は除くこととされている。なお、ここでいう「飲食物」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいう。

また、軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者(売り手)が課税資産の譲渡等を行うとき、すなわち、飲食料品を提供する時点で行うこととなる。

したがって、飲食料品を販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるもの(食品)として譲渡し

た場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、その取引は、軽減税率の対象となる。

イメージを掴むため、以下に具体的な「線引き」の例を挙げる。

○人の飲用又は食用に供されるものとして販売しているかどうか

「氷」については、人の飲用又は食用に供されるものであるかき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷などの食用氷は、「食品」に該当する一方、例えば、ドライアイスや保冷用の氷は、人の飲用又は食用に供されるものではなく、「食品」に該当しないことから、その販売は軽減税率の適用対象とならない。

「魚」については、人の飲用に又は食用に供される活魚は「食品」に該当する一方、生きた魚であっても人の飲用又は食用に供されるものではない熱帯魚などの観賞用の魚は「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の対象とならない。

○酒税法に規定する酒類に該当するかどうか

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食物品」から除かれている。なお、酒税法においては、酒類とは、アルコール分一度以上の飲料とされている。

「みりん」は酒税法に規定されており、軽減税率の対象とならない一方、アルコール分が一度未満の「みりん風調味料」については、酒税法に規定する酒類に該当せず、「飲食物品」に該当し、軽減税率の対象となる。

また、ビールは軽減税率の対象とならない一方、ノンアルコールビールは、酒税法に規定する酒類に該当せず、「飲食物品」に該当し、軽減税率の対象となる。

○医薬品・医薬部外品等に該当するかどうか

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」は、「食品」に該当しない。

したがって、いわゆる「栄養ドリンク」であって

も、医薬品等に該当する栄養ドリンクは、軽減税率の対象とならない一方、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、軽減税率の対象となる。

2 一体資産の範囲

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成するもので、一の資産の価格のみ提示されているものをいう（「あらかじめ」と「一の資産の価格のみが提示されているもの」との要件については、政令で規定されている。）。

一体資産の譲渡は、原則として軽減税率の対象ではない。しかしながら、

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること、
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること、

のいずれの要件も満たす場合は、軽減税率の対象となる。

上記②の「合理的な方法により計算した割合」については、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、次のようなものとすることができる。

- ・ 一体資産の売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
- ・ 一体資産の原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

なお、合理的な割合について不明であっても、小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売価額（税抜価額）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用しても差し支えないとされている。

この「一体資産」と似て異なるものとして、「一括譲渡」がある。この「一括譲渡」については、税法上の規定はないが、例えば、食品といった軽減税率対象資産と食品以外の商品といった標準税率対象資産など、課税関係の異なる2以上の資産を同一の者に同時に譲渡することを指す。「一括譲渡」に該当する場合には、その商品が食品であれば軽減税率が、食品以外ののであれば標準税率が適用されることと

なる。なお、一括譲渡において、個々の資産の譲渡等の対価の額が合理的に区分されていない場合には、それぞれの資産の価額に基づき合理的に按分するなどして、軽減税率対象の対価の額、軽減税率対象外の対価の額を算出することとなる。

また、一体資産とは、食品と食品以外の資産が「あらかじめ一体となっている」資産であるから、顧客が自由に組み合わせを選択できるようなものは、「あらかじめ一体となっている」とはいえず、「一体資産」に該当しないこととなる（一括譲渡に該当する）。

また、一体資産となるためには、一体となっている資産に係る価格「のみ」が提示されている必要があるため、一体資産の価格の内訳などが提示されているものも「一体資産」には該当しないこととなる。

例えば、ファストフード店など販売されている「おもちゃ付きセット商品」に関し、おもちゃを顧客が選べるようになっている場合や、セット商品それぞれの価格が提示されている場合には、「一体資産」に該当せず、標準税率が適用されることとなる。

セット商品に関していえば、食品以外の資産として、売価を設定していない「非売品」が組み合わせられることもあるが、そのような場合でも、あらかじめ一体となっており、一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものは「一体資産」に該当する。この場合、食品の価額の占める割合が3分の2以上であるかどうかの判定において、セット価格のうち、食品単品の売価を控除した額を「非売品」の売価とみなす方法や、おもちゃなしでも価格が変わらない場合には、「非売品」の売価を0円として判定する方法も認められる。

最後に、「一体資産」と、飲食料品の販売に際し使用される包装材料や容器との違いについて説明する。飲食料品の販売に際し使用される包装等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装等も含め、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」に該当する。他方、贈答用の包装など、包装等につき別途対価を定めている場合のその包装等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」には該当しないこととなる。

また、例えば、陶磁器やガラス食器等のように、飲食の用に供された後において食器や装飾品として

再利用できるものを容器として使用していて、その容器を食品とあらかじめ組み合わせて一の商品として販売しているような場合には、その商品は、「一体資産」に該当し、一定の要件を満たす場合には、軽減税率の対象となる。

3 外食の範囲

「外食」は、軽減税率の対象とならない。「外食」とは、飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供をいい、

① テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備（以下「飲食設備」という。）のある場所において、

② 飲食料品を飲食させる役務の提供のいずれの要件を満たすものをいう。

ここで、「飲食設備」とは、飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないこととされており、例えば、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみであっても、また、飲食目的以外の施設等に設置されたテーブル等であっても、これらの設備が飲食に用いられるのであれば、飲食設備に該当することとなる。

食品の譲渡は軽減税率の対象となり、外食は軽減税率の対象とならないことから、ファストフード店などで、その場での飲食とともにテイクアウトがある場合や、スーパーやコンビニなどで、食品の購入とともにイートインスペースでの飲食が可能な場合などには、食品の譲渡に該当するのか、外食（食品を飲食させる役務の提供）に該当するのかについて判定を行う必要がある。

この点、外食に該当するかどうかについては、事業者（売り手）が飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法によって判定することとされている。

なお、「飲食をお控えください」といった掲示を行うなどして実態として顧客に飲食させてない休憩スペース等や、従業員専用のバックヤード、トイレのように、顧客により飲食に用いられないことが明らかかな設備については、飲食設備に該当しない。このため、このような設備のみしかない場合には、意思確認は不要となる。

顧客への意思確認は、各事業者が販売している商

品や事業形態に応じた、適宜の方法で行うこととされており、例えば、「イートインスペースでお召し上がりになりますか。」といった口頭での意思確認のほか、「購入した商品をイートインコーナーで飲食する場合はお申し出ください。」といった貼り紙をするなどして、意思確認することも考えられる。

なお、顧客が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供である、いわゆる「ケータリング」等も、外食と同様、軽減税率の対象とはならない。

ここでいう「加熱、調理又は給仕等の役務を伴う」とは、相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が食材等を持参し、調理して提供するものや、調理済みの食材をその指定された場所で加熱して温かい状態で提供する場合のほか、相手方が指定した場所で、

- ・ 飲食料品の盛り付けを行う場合
- ・ 飲食料品が入っている器を配膳する場合
- ・ 飲食料品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置する場合

も該当する。

なお、いわゆる「出前」、「宅配」は、単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となる。

他方、この「ケータリング」から、有料老人ホームや小中学校で提供される一定の食事は除かれており、これらについては、軽減税率の対象となる。

4 新聞の範囲

軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡をいう。

定期購読契約とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して提供することを約する契約をいい、駅の売店やコンビニ等での新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため、軽減税率の対象とならない。

このほか、インターネットを通じて配信する電子版の新聞についても、「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないため、軽減税率の対象とはならない。

Ⅲ 区分記載請求書等保存方式

軽減税率制度の実施に伴い、仕入税額控除制度は、制度実施前の請求書等保存方式から、区分記載請求書等保存方式に変更となる。この区分記載請求書等保存方式は、いわゆるインボイス制度に変更となるまで(令和5年9月30日まで)の暫定的な制度となっている。

○仕入税額控除の要件

～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～ 2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等(区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書(インボイス)の保存

制度の実施前においては、仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿に関していえば、課税仕入れの相手方の氏名等や課税仕入れを行った年月日などの法定事項が記載された帳簿の保存が要件とされているが、区分記載請求書等保存方式の下では、制度実施前における記載事項に加え、

- ・ 軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨の記載が必要となり、請求書等に関していえば、これまでの記載事項に加え、
- ・ 軽減対象資産の譲渡等である旨
- ・ 軽減税率と標準税率との税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)

を請求書等に記載することが必要となる。

なお、請求書等のこの2つの記載事項については、その記載がない場合、請求書等の交付を受けた事業者自らが、取引事実に基づき追記することが可能となっている。

この区分記載請求書については、税法上、交付義務はなく、また、免税事業者でも発行できることとなっている。

IV 税額計算の特例

軽減税率制度の下では、原則として、日々の業務において、売上げ及び仕入れについて税率ごとに区分経理を行った上で、税率ごとに区分して税額計算を行うこととなる。

この点、区分経理に対応する準備が整わないなど、税率ごとに区分して計算することにつき困難な事情がある中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいう。以下同じ。）は、一定の期間において、税額計算の特例を用いて、売上げ・仕入れに係る消費税額を計算することができる。

1 売上税額の計算の特例

売上げを税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者は、軽減税率制度の実施から4年間（令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間）、売上げの一定割合を、軽減税率対象品目の売上げとして税額を計算する特例が認められている。

「一定の割合」については、

- ① 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と、仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合がおおむね一致すると考えられ、当該事業に係る仕入れに占める、軽減税率対象品目の売上げのための仕入れの割合とする「小売等軽減仕入割合」
- ② ①の特例を適用する事業者以外の事業者については、通常の連続する10営業日の売上げに占める、同期間の軽減税率対象品目の売上げの割合とする「軽減売上割合」
- ③ ①・②の割合の計算が困難な中小事業者は、50/100の割合

が認められている。

2 仕入税額の計算の特例

仕入れを税額ごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者は、軽減税率制度の実施から1年間（令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間）、仕入れの一定割合（当該事業に係る売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの

割合）を、軽減税率対象の仕入れとして仕入税額を計算する特例（小売等軽減売上割合の特例）のほか、それが困難な事業者には、簡易課税制度の届出の特例として、事後選択により、簡易課税制度の適用が認められる。

V インボイス制度

令和5年10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入される。

このインボイス制度は、売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段として、適格請求書（いわゆるインボイス）を発行するものであり、複数税率の下において、例えば、売り手は軽減税率で申告し、買い手は標準税率で仕入税額控除をする、といった食い違いを防ぐことができる仕組みである。

インボイス制度の下では、帳簿のほか、適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となる。

この適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られ、適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に申請し、登録を受ける必要がある。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできないこととなっている。

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能となっており、インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要がある。

このインボイス制度は、区分記載請求書等保存方式とは異なり、登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイスの交付義務が生じるほか、免税事業者はインボイスの発行ができないこととなっている。

また、対価の返還等があった場合には、売り手から買い手に対して「適格返還請求書」を交付する必要があり、また、適格請求書の記載事項に誤りがあった場合には、適格請求書発行事業者は、交付を受けた事業者に対して、修正した適格請求書を交付しなければならないとされている。

VI おわりに

はじめに述べたように、軽減税率制度については、大きな混乱もなくスタートできていると思われる。その中でも、制度実施後、コンビニなどのイートインコーナーで、店内飲食するとの申し出のないまま、すなわち、軽減税率対象として購入した商品をイートインコーナーで飲食する顧客がいる、といった報道等がなされた。このような状況に対して、店内放送やレジのディスプレイにより、顧客へ申し出を促すといった対応が行われているなど、事業者において、適用税率の判定を適正に行うための取組みがなされており、このような事業者の適正・迅速な対応によって、制度の円滑な実施が支えられていると考えられる。

今後、軽減税率制度の下での事業者の申告が行われる。軽減税率制度を定着させるため、国税当局としては、事業者の方が円滑かつ適正に申告できるよう、様々な情報提供や丁寧な対応を行っていくこととしている。

また、インボイス制度については、インボイスとして必要な記載事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなることから、今回の軽減税率制度の実施に際し、インボイス制度も見据えたシステム改修等を行っていただくことを念頭に、軽減税率制度と合わせて周知・広報等を実施してきた。令和3年10月から、登録申請書の受付が始まることを踏まえ、インボイス制度についての事業者の方の理解を深めていく必要があり、今後は、軽減税率の周知・広報等から、インボイス制度の周知・広報等に重点が移っていくものと考えている。

プロフィール



櫻井 淳

平成7年、国税庁入庁。平成30年7月から、国税庁国税企画官兼税理士監理室長、令和元年7月から、国税庁課税企画官兼消費税軽減税率制度対応室長も兼任。

生徒の進路意思決定に有用な商業教育と 検定試験を活かした指導法について

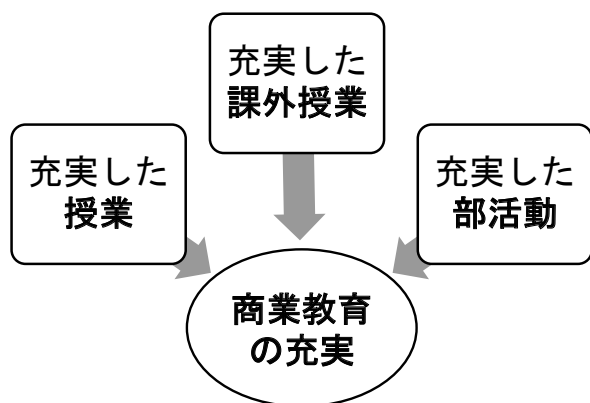
荒木 真彦

1. はじめに

筆者が勤務(平成30年度末現在)する千葉県立流山高等学校(以下、本校とする。)では、平成28年度に全国商業高等学校協会主催(以下、全商とする。)の各種検定1級の全種目(9種目)合格者や日本商工会議所主催(以下、日商とする。)の簿記検定1級合格者を、翌年度には税理士試験簿記論合格者を輩出した。このような検定試験を活かし、大学進学や就職などの進路決定に結びつけるのが、本校商業科の特色の一つともいえる。

多くの、また高度な検定試験の合格者を輩出するためには、授業はもちろんのこと、課外授業や商業系の部活動の充実に力を入れることで、商業教育を充実させることが必要不可欠である。

図表1 商業教育を充実させるための三大要素



また、限られた時間の中で商業教育の充実を図るためには、商業に関する多くの知識や技術を、速く確実に身につけさせる必要があると考えられるが、ICTとアクティブラーニングを積極的に活用することが非常に有効な手段だと考えられる。

2. 本校商業科の実績

本校商業科では、入学時に実施するオリエンテーションにおいて3年間の検定等の行事予定表を配布し、在校生や卒業生の成功体験を紹介することで、

目標設定をして高校生活をスタートさせる。計画性をもって検定試験にチャレンジさせることで検定合格という成功体験を重ねることができ、生徒の向上心や自己肯定感の向上に繋げている。本校商業科(2学級)の卒業生の検定試験合格実績は次のとおりである。

図表2 卒業生の検定別合格者人数(5年間)

検定試験	卒業年度(平成)				
	26	27	28	29	30
税理士簿記論	-	-	-	1	1
日商簿記1級	-	-	1	2	2
全経簿記上級	-	-	2	2	1
基本情報技術者	-	2	1	2	-
情報セキュリティマネジメント	-	-	-	-	1
ITパスポート	4	17	11	14	9
全商1級9種目	-	-	1	1	1
全商1級8種目	-	-	-	3	-
全商1級7種目	7	1	3	1	4
全商1級6種目	7	2	4	3	6
全商1級5種目	6	2	10	8	7
全商1級4種目	1	4	17	10	12
全商1級3種目	6	12	12	20	14

このような検定試験を活かし、全商協会大学特別推薦やAO入試、公募制推薦入試で、本校商業科の平成30年度卒業生が進学した大学は次のとおりである。

- ・全商協会大学特別推薦
 - 駒澤大学経営学部(2名)
 - 駒澤大学経済学部(1名)
 - 中央大学商学部(2名)
 - 法政大学経済学部(1名)
 - 立正大学経営学部(1名)
 - 立正大学経済学部(1名)
- ・AO入試
 - 江戸川大学メディアコミュニケーション学部(1名)
 - 千葉商科大学サービス創造学部(1名)
 - 千葉商科大学商経学部(2名)
 - 中央学院大学商学部(2名)
 - 日本大学経済学部(4名)
- ・公募制推薦入試
 - 駒澤大学経済学部(1名)
 - 獨協大学経済学部(1名)

全商協会大学特別推薦の中央大学商学部は日商簿記1級または全経簿記上級の合格が出願条件となっており、本校簿記珠算部で将来公認会計士を目指す部員が受験し合格している。また、AO入試の千葉商科大学サービス創造学部及び商経学部、日本大学経済学部は全商の各種検定や日商簿記検定2級に合格した生徒が受験し合格している。

3. 商業教育を充実させるための具体的な活動

進路実現に向けて多くの、また高度な検定試験の合格者を輩出するために、授業、課外授業、部活動(商業系)において、本校では次のような具体的な活動に取り組んでいる。

(1) 充実した授業

充実した授業を生徒に提供するためには、個々に合わせた授業、個々をフォローできる授業、授業力がある教員という要素が不可欠だと考えられる。

①個々の生徒に合わせた授業

本校では、様々な授業で習熟度別授業や少人数制授業を採用しており、個々の生徒に合わせた授業を展開している。

②個々の生徒をフォローできる授業

習熟度別授業や少人数制授業により、スモールステップを意識した授業を展開したり、小テストを頻繁に実施したりすることが可能となる。

③授業力がある教員

本校商業科では、各教員の得意科目を優先して商業科目を担当している。また、商業科準備室で授業担当者同士がいつでも相談し合える環境や、若手教員が切磋琢磨して授業力を磨く環境が整っている。

(2) 充実した課外授業

①補習でわからないままにさせない

本校の様々な商業科目において、小テストや定期考査で一定の点数に満たない生徒には、放課後に追試を実施しており、生徒をわからないままにさせないような取り組みをしている。

②検定対策講座の開講

本校商業科では、全商珠算電卓実務検定1級、全商商業経済検定1級、全商英語検定や日商簿記検定2級などの検定試験について、担当教員が放課後に検定対策講座を開講している。

③専門学校との連携

長期休業中の期間を活用し、拠点校制度を利用した専門学校による検定対策講座を実施していただき、入試期間は専門学校の検定対策講座に参加させていただくことで、生徒に学習の機会を提供している。

(3) 充実した部活動

①情報処理部

各種検定試験(全商情報処理検定ビジネス情報部門・プログラミング部門1級、全商ビジネス文書実務検定1級、ITパスポート試験、基本情報技術者試験など)に向けた学習や、各種大会入賞を目指して活動している。

②簿記珠算部

各種検定試験(日商簿記検定1級、全経簿記検定上級、税理士試験簿記論・財務諸表論、全商会計実務検定など)に向けた学習や、各種大会入賞を目指して、次のような3年計画で活動している。

図表3 簿記珠算部の検定受験スケジュール

学 年	月	検 定
1 年	6 月	日商簿記検定3級
	11 月	日商簿記検定2級
	1 月	全商簿記検定1級
2 年	6 月	全商珠算電卓1級
	11 月	日商簿記検定1級
	2 月	全経簿記上級
3 年	8 月	税理士簿記論・財務諸表論
	12 月	公認会計士短答式

4. ICTとアクティブラーニングの活用

商業教育を充実させ、多くの生徒が検定に合格するためには、「生徒の活動時間の確保」と「誰でも分かる授業」の2つが重要である。この2つの共通解として辿り着いた答えが、ICTを活用した効率的でユニバーサルデザイン化された指導法である。しかし、生徒の活動時間を確保できたとしても、学習した内容が生徒に定着しなければ意味がない。そこで、ICTの活用により確保した時間を、アクティブラーニングを取り入れた授業に充てることで、生徒の定着率を高めることができるのではないかと考えた。

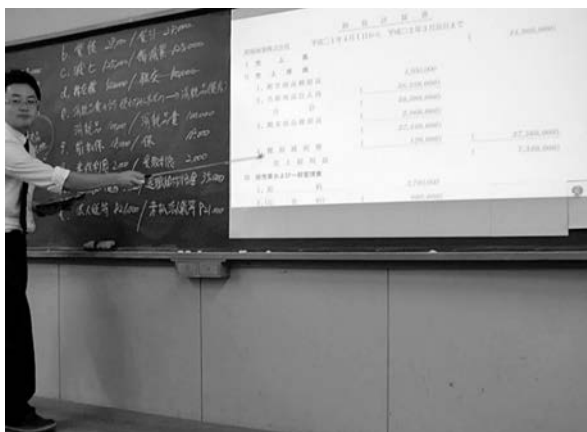
(1)ICTを活用した指導法

筆者が授業等で使用している機材は、iPadとプロジェクターである。天井にプロジェクター、ホワイトボードの手前にスクリーンを設置した特別教室(写真1)で授業を実施する場合もあれば、黒板にマグネット式のホワイトボードを設置して普通教室(写真2)で授業を実施する場合もある。

写真1 特別教室における授業の様子



写真2 普通教室における授業の様子

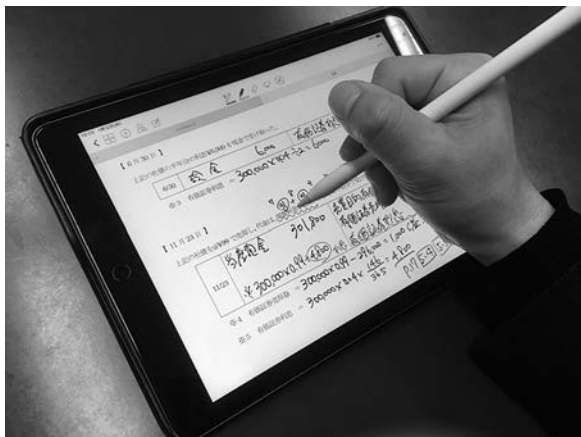


授業で生徒に配布するプリントや問題集をPDFとしてiPadに保存し、Apple Pencilで直接書き込む様子(写真3)をリアルタイムでスクリーンに映すことで、計算表の記入や問題文へのアンダーラインなどを黒板よりも速く効率的に生徒に伝えることができ、従来の板書に費やしていた時間をかなり短縮することができる。

また、生徒に配布したプリントや、生徒が使用している問題集をそのまま映しているのので、生徒はどこに記入すればよいのかをすぐに判断することができる。特に簿記や財務会計、原価計算、総合実践な

ど複雑な計算表を作成するような科目には有効的である。また、PDFを表示させるアプリによっては、マーカー機能で簡単に色を付けることができるので、視覚的に理解しやすい授業を実施することができる。このように、ICTを活用すると誰にでも分かりやすい授業を展開することが可能となり、授業のユニバーサルデザイン化を図ることができる。

写真3 iPad上でPDFに書き込む様子



なお、iPadとプロジェクターを用いた授業について、授業を受けた生徒は次のようなメリットがあったと感想を述べている。

- ・先生が説明しながら、画面に書き込む形式で、私たち生徒と書くスピードが合うので、焦らずに授業を受けることができた。
- ・黒板やホワイトボードよりも使う色の種類が多く、色分けしやすくわかりやすかった。
- ・今どこを説明しているのか、どこにマーカーで線を引くのか分かりやすかった。
- ・進みがスムーズであった。
- ・書画カメラよりも見やすかった。
- ・反射しないので黒板より見やすかった。
- ・後ろの席でも見やすかった。

このようなICTを活用した授業のメリットを最大限に生かすために、各単元の導入時は自作のプリントを用いることで、効率的に授業を進められるように工夫した。その際、1時間の授業で教えたい内容と基本的な問題を1ページに収めることで、テスト前などに見直しやすい構成になるようにプリントを作成している。

図表4 プrintの作成例

決算日に、当座預金の帳簿残高と銀行が発行する当座勘定残高証明書が一致しているかどうか確かめる
例えば…

資料
a. 当座預金出納帳の残高 ¥424,000 b. 当座勘定残高証明書 ¥640,000

決算整理事項
①自動引落しの電話代¥4,000が、当座では未記載であった。
②振り出した小切手のうち、¥200,000が銀行で未払いであった。
③仕入先に振り出した小切手¥30,000が未渡りである。
④得意先より未掛金¥50,000の当座振込があったが、その通知が未着であった。
⑤決算日に現金¥60,000を預け入れたが、営業時間外のため銀行では記載をしていなかった。

銀行勘定調整表

当座預金出納帳残高	当座勘定残高証明書

仕訳

①	
②	

iPad上で書き込む

①振り出した振り出した小切手¥30,000が未渡りである
④得意先より未掛金¥50,000の当座振込があったが、その通知が未着であった。
⑤決算日に現金¥60,000を預け入れたが、営業時間外のため銀行では記載をしていなかった

仕訳

①	通信費	¥4,000	当座預金	¥4,000
---	-----	--------	------	--------

メリットがあるという感想があった一方で、次のようなデメリットに関する意見も述べられた。

- ・電気を消さないと見づらかった。
- ・表示される文字が小さいので、後ろの席では見づらかった。
- ・書き写すのが遅れてしまい、書き写すことができなかつたところがあったので、もう少し長い時間映してほしい。

上記のように、ICT活用により時間短縮を図る一方、授業展開の速さに書き取るスピードが追いつかない生徒がいる。その場合には、あらかじめ授業前にPDFに書き込む内容を印刷したPrintを配布することで、あとで各自が復習できるように対応している。このようなPrintは、検定対策として過

去問題などの答練の解説を、スピーディに行うための手段としても非常に有効である。

図表5 過去問題に解説を加筆したPrint

4月 9日 15時

② 当座勘定残高と銀行が発行する当座勘定残高証明書が一致しているかどうか確かめる
例えば…

資料
a. 当座預金出納帳の残高 ¥424,000 b. 当座勘定残高証明書 ¥640,000

決算整理事項
①自動引落しの電話代¥4,000が、当座では未記載であった。
②振り出した小切手のうち、¥200,000が銀行で未払いであった。
③仕入先に振り出した小切手¥30,000が未渡りである。
④得意先より未掛金¥50,000の当座振込があったが、その通知が未着であった。
⑤決算日に現金¥60,000を預け入れたが、営業時間外のため銀行では記載をしていなかった。

銀行勘定調整表

当座預金出納帳残高	当座勘定残高証明書

仕訳

①	通信費	¥4,000	当座預金	¥4,000
---	-----	--------	------	--------

(引用元：http://www.zensho.or.jp/)

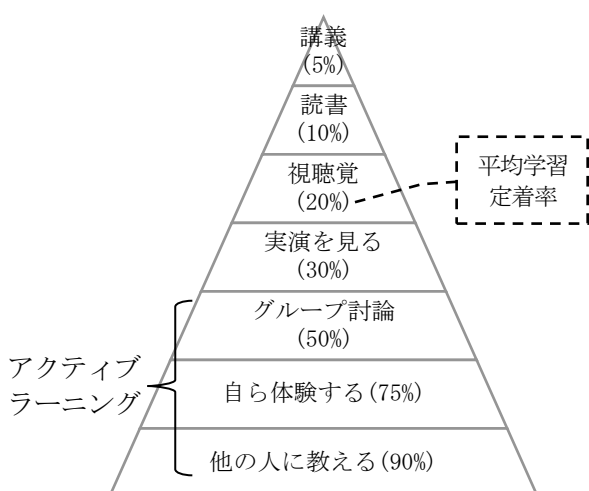
なお、自作Printを用いた授業について、授業を受けた生徒は次のようなメリットがあったと感想を述べている。

- ・分かりやすく教科書や問題集より見やすいため、見直しやすい。
- ・要点がまとめられているので、確認したい時にすぐに見ることができるのが良かった。
- ・Printで学習してから問題集という流れがとてわかりやすかった。
- ・Printに計算スペースやメモを書けるスペースが用意されていたので、過去問などでわからない問題があった時に役立った。
- ・先生の手書きの解説Printが分かりやすかった。

(2) アクティブラーニングの導入

ICT活用により確保できた生徒の学習時間を、アクティブラーニングに充てることにより、生徒の定着率を上昇させることが可能になると考えられる。アクティブラーニングにはグループ討論、自ら体験する、他の人に教えるという活動が挙げられるが、確保できた時間のすべてをアクティブラーニングに充てるわけではなく、必要な時に必要な活動を必要な時間だけ取り入れるというスタイルで実施している。

図表6 ラーニングピラミッド



①グループ討論

グループ討論の活用は、難しい論点を考えさせる時に有効であると考えられる。グループで協力して問題解決に向けて活動することで、他人の意見から新しい考え方を知ることができるからだ。実際に、原価計算の授業では部門別個別原価計算における月末仕掛品を求める方法や、財務会計Ⅰでは備品の買い替え時における固定資産売却損を求める方法などを討論させた。計算方法が何通りもある論点や、複雑な論点ほど様々な意見が交わされ、理解を深めることができた。グループ討論を通して、基本的な構造を掴ませ、自ら問題を発見して解決する力の育成が可能になると確信した。

なお、グループ討論を用いた授業について、授業を受けた生徒は次のようなメリットがあったと感想を述べている。

- ・他人の意見を聞いて、自分が気づかなかった所に気づくことができた。自分とは違う意見を聞くことは勉強になると思った。
- ・友人と協力し自分たちの力で解くことができたという自信が付き、理解を深めることができた。
- ・先生の説明を聞くだけだと頭に入っていない時があるが、友達と一緒に考え議論することで記憶に残った。
- ・分からないところを分かる人に教えてもらえるのでよかった。

メリットがあるという感想があった一方で、次のようなデメリットに関する意見も述べられた。

- ・同じグループの人が積極的に話をしてくれないので困った。
- ・うるさくなってしまう、あまり話し合いができなかった。

上記のようなデメリットを解消するために、グループ学習を活用する場合は、理解が深まっている生徒とそうでない生徒が隣同士になるように座席の配置を考えたり、グループの中にコミュニケーション能力が高くリーダーとしての役割を担うことができる生徒を配置したりすることを意識している。また、グループ討論による授業では、対話的な学びを実現するために生徒間の対話を促す声掛けや、深い学びを実現するために問題解決を促すヒントを与える声掛けをしようとしている。

②自ら体験する

検定試験に向けた活動では、練習問題を解くこと自体が自ら体験するという活動となるだろう。しかし、限られた時間の中で検定試験のための練習に多くの時間を充てるのも現実的に難しい。そこで、検定に向けた練習が授業の時間を超えて必要な場合には、家庭学習の時間で補っている。家庭学習については、次のような意見を生徒は述べている。

- ・授業中に皆で時間を合わせて問題を解くよりも、自分で時間を決めて自分のペースで出来るのが良かった。
- ・学校で勉強したことを復習するのにとても効果的だった。
- ・自分の苦手なところやケアレスミスしやすいところの発見にとっても役立った。
- ・家庭学習の習慣が身についた。
- ・放課後の補習よりも、家庭学習の方が部活との両立が出来るところが良かった。

家庭学習の成果を確認することは大変重要であり、そのため小テストを家庭学習の実施後に必ず行っている。小テストについては、次のような意見を生徒は述べている。

- ・自分が理解できているところ、理解できていないところはどこか、毎回確認できるのが良かった。
- ・勉強したことをどのように活用するか、明確にすることができたのが良かった。
- ・勉強済みの単元をしっかりと理解してから、次の単元に進むことができた。

- ・ 解いた小テストを試験前に見ることで、自分の苦手な分野がすぐに把握できたので、試験勉強を効率的に進めることができた。

上記のような意見を生徒から聞くことができ、単元ごとに家庭学習と小テストの実施という循環は、どの科目にも効果があると考えられる。

また、学習した論点を実社会のデータで検証させることで、自ら体験するという活動を授業中に実施

している。財務会計Ⅱの授業においては、有価証券報告書を学習した後、実際の企業の有価証券報告書を1人につき1社を分析させ、同業他社を調べた他の生徒2人と合流し、3社の企業同士を比較させた。教科書や問題集、検定試験を通して学習した内容が、実際の企業を分析する力となることを生徒は実感し、社会に対する関心が高まると同時に、学習した内容をさらに深く定着させることができた。

図表7 同業種の3社を比較分析するためのワークシート

1人1社分析するためのワークシート

年 組 財務会計Ⅱ 月 日 () ワークシート⑤ 【計算シート】 企業名 _____ 番 氏名 _____

【収益性】分析

比率	式 (説明)	計算式	計算結果 (小数第1位まで、考査)
①売上高営業利益率(%)	営業利益 ÷ 売上高 × 100 (売上から売上と利益が出ているか)		%
②総資産利益率(ROA)(%)	当期利益 ÷ 総資産 × 100 (借財を効果よく使えているか)		%
③自己資本利益率(ROE)(%)	当期利益 ÷ 自己資本 × 100 (株主にどう利益の還元か)		%

【安全性】分析

比率	式 (説明)	計算式	計算結果 (小数第1位まで、考査)
①自己資本比率(%)	自己資本 ÷ 総資本 × 100 (借財の割合が少なすぎないか)		%
②流動比率(%)	流動資産 ÷ 流動負債 × 100 (借財の返済に余裕があるか)		%
③固定比率(%)	固定資産 ÷ 総資産 × 100 (借財に頼らないで成長しているか)		%
④ファンダメンタルズ・レバレッジ(%)	総負債 ÷ 総資産 × 100 (借入の割合)		%
⑤手元流動性比率(ヶ月)	(現金 + 現金当座) ÷ (売上高 ÷ 12ヶ月) (借入の返済)		ヶ月

【成長性】分析

比率	式 (説明)	前年度	今年度
①売上高成長率(%)	(今年度売上高 - 前年度売上高) ÷ 前年度売上高 × 100	%	%
②営業利益成長率(%)	(今年度営業利益 - 前年度営業利益) ÷ 前年度営業利益 × 100	%	%
③総資本成長率(%)	(今年度総資本 - 前年度総資本) ÷ 前年度総資本 × 100	%	%
④自己資本成長率(%)	(今年度自己資本 - 前年度自己資本) ÷ 前年度自己資本 × 100	%	%

3社の指標を比較するためのワークシート

年 組 財務会計Ⅱ 月 日 () ワークシート⑤ 【3社分析シート】 _____ 番 氏名 _____

【収益性】分析

比率	企業1	企業2	企業3	考査
①売上高営業利益率(%)	%	%	%	
②総資産利益率(ROA)(%)	%	%	%	
③自己資本利益率(ROE)(%)	%	%	%	

【安全性】分析

比率	企業1	企業2	企業3	考査
①自己資本比率(%)	%	%	%	
②流動比率(%)	%	%	%	
③固定比率(%)	%	%	%	
④ファンダメンタルズ・レバレッジ(%)	%	%	%	
⑤手元流動性比率(ヶ月)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	

【成長性】分析

比率	企業1	企業2	企業3	考査
①売上高成長率(%)	%	%	%	
②営業利益成長率(%)	%	%	%	
③総資本成長率(%)	%	%	%	
④自己資本成長率(%)	%	%	%	

比較結果を発表するためのワークシート

年 組 財務会計Ⅱ 月 日 () ワークシート⑤ 【発表用シート】

調査した業界：(_____ 業界)

役割	班員1 (リーダー)	班員2 (サブリーダー)	班員3 (書記)
氏名			
調査した企業	企業1:	企業2:	企業3:
事業内容 特徴 強み・弱み など			

【収益性】分析

比率	企業1	企業2	企業3	考査
①売上高営業利益率	%	%	%	
②総資産利益率(ROA)	%	%	%	
③自己資本利益率(ROE)	%	%	%	

【安全性】分析

比率	企業1	企業2	企業3	考査
①自己資本比率(%)	%	%	%	
②流動比率(%)	%	%	%	
③固定比率(%)	%	%	%	
④ファンダメンタルズ・レバレッジ(%)	倍	倍	倍	
⑤手元流動性比率(ヶ月)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	

【成長性】分析

比率	企業1	企業2	企業3	考査
①売上高成長率	%	%	%	
②営業利益成長率	%	%	%	
③総資本成長率(借財)	%	%	%	
④自己資本成長率(純投資)	%	%	%	

【キャッシュ・フロー計算書】の分析

キャッシュ・フロー項目	企業1	企業2	企業3	考査
営業活動	円	円	円	
財務活動	円	円	円	
投資活動	円	円	円	
合計	円	円	円	

「こんな時はココをみる！」より

Q1 実際に儲かっているか？ (収益性)	Q6 給与や人件費に対する考え方はどうか？ (その他)
Q2 倒産しそうな会社なのか？ (安全性)	Q7 倒産リスクはどうか？ (安全性)
Q3 今後、成長する可能性はあるのか？ (成長性)	Q8 企業買収して大きくなったのか？ (成長性)
Q4 ライバルと比べてなぜ利益が減ったのか？ (収益性)	Q9 たくさん借金していて大丈夫なのか？ (安全性)
Q5 世界で通用する会社なのか？ (その他)	Q10 どのような事業、戦略なのか？ (その他)

【結論④】

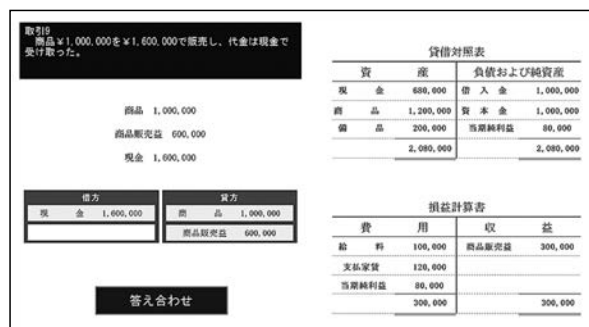
視点	企業名	理由
就職するなら (就活として)		
お金を貸すなら (銀行として)		
株を買うなら (投資家として)		

【その他 (真面目に自由記述)】

また、学習した内容をすぐに体験させるために、簿記一巡を簡単に体験することができるアプリ(図表8)を制作した。クリックだけで仕訳を解答し、リアルタイムで財務諸表の金額を変更させるという内容のアプリで、短時間で簿記の構造を理解させるツールとして活用している。また、情報処理の授業向けに2進数と10進数の違いを視覚的に理解するためのアプリ(図表9)も制作し、基数変換の仕組みを理解させるためのツールとして活用している。ICT機器を活用するだけでなく、教員が生徒の理解を促すためのデジタル教材を作成していくことも、生徒の学習を支援するためには必要だと考えられる。

自ら体験する活動を取り入れた授業では、深い学びを実現するための思考を促すヒントとして、「～と～はどのような関係性がありますか」や「～から気付いたことはありますか」という声掛けや、判断を促すヒントとして「もし～なら結果はどうなりますか」や「～ならどちらを選びますか」という声掛けをするようにしている。また、主体的な学びを実現するための振り返りを促すヒントとして、「～になるのはなぜですか」や「～から何を学びましたか」という声掛けをするようにしている。

図表8 簿記体験アプリの操作画面



図表9 2進数シミュレータの操作画面



③他の人に教える

他の人に教えるという活動では、グループ学習での教え合いや、生徒がクラスメイトに解説するという取り組みを実施した。基礎的な内容を教員が指導した後、応用問題を解かせる場合などに有効であると考えられる。

日商簿記検定2級の工業簿記の解き方を、簿記が得意な生徒がクラスメイトに解説するという活動を実施した際には、ホワイトボードを活用する生徒や、書画カメラで生徒自身が作成した解説を表示する生徒、作成した解説を配り口頭で説明する生徒があり、他の生徒が解説する姿を見て、自分なりに解説の方法を模索していた。このような生徒の活動こそ、アクティブラーニングといえるのではないだろうか。

(3) 課外活動への導入事例

授業におけるICT活用とアクティブラーニングの導入事例について述べてきたが、課外授業や部活動にも有効である。

①課外授業における事例

例えば、放課後に開講する日商簿記検定の対策講座においても、ICTを活用して効率的に解説を行うことで、限りある放課後の時間を無駄なく問題を解く時間に充てることができる。

また、他の人に教えるという活動を放課後にも実施することで、さらなる定着を図ることができる。

②部活動における事例

簿記珠算部の活動においても、日商簿記検定1級の指導の際、iPadとプロジェクターを活用し、答練の解説をスピーディに行っている。また、簿記珠算部では各種大会へ積極的に参加しているが、教え合いを通して簿記の理解と仲間意識を深めている。

5. むすびにかえて

新学習指導要領の商業科の各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いの中で、内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとしている。

- ・ビジネスに関する課題について、協働して分析、考察、討論を行い、解決策を考案し地域や産業界等に提案するなど言語活動の充実を図ること。
- ・コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。

本稿で述べてきたICTやアクティブラーニングは、商業科におけるすべての科目において活用すべきであり、私たち教師はICTを有効活用するためのスキルや、アクティブラーニングを実施するための指導力を高めていかなければならない。また、本校において授業、課外授業、部活動を通して検定指導を行い、検定試験を活かして進路決定を実現する多くの生徒と関わってきたことで、商業教育における検定指導の重要性を改めて認識した。

プロフィール



荒木 真彦

1984年生。2006年立正大学経営学部経営学科卒業。私立高校教員を経て、2010年より千葉県立高等学校教諭、商業科担当。

避難者支援活動と地域交流に関する研究

勅使河原 隆行

1. はじめに

現在の日本では、東日本大震災や熊本地震をはじめ、台風や豪雨による災害などが毎年のように全国各地で発生している。被災地では建物をはじめ生活に必要な水道、電気、ガスといったインフラも甚大な被害を受けており、避難所生活を余儀なくされている人々が多く存在する。被災後は復旧復興が急務であることから、数多くのボランティアが被災地に出向き様々な支援を行っており、そのことが心の支援にも繋がることもある。千葉県内においては、東日本大震災直後から現在に至るまで、福島県を避難元とする多くの避難者が生活をしている。これは、東京電力福島第1原発事故による強制避難や自主避難によるものであり、避難元の状況によっては、いつ帰還できるのか分からない方も数多く存在する。そのため、当初は一時的な避難者として生活してきた人々たちにとっては、避難生活が長期間に渡ることによって心の問題をはじめ、生活の状況も時間の経過とともに変化している。その結果、避難者支援についても、震災直後と現在を比較するとその対応や手法も変化している。例えば、震災直後は各都道府県や市町村などの行政をはじめ、様々な民間の団体が支援活動を行い、避難者自身も交流会などに参加することによって心のケアをはじめ、少しずつ地域の仲間として生活してきたという現状もある。しかし時間の経過とともに、特に行政が主導で行ってきた支援活動については縮小の一途をたどり、支援そのものを打ち切っているなどの現状がある。これは、必ずしも避難者の生活が安定したわけではなく、予算やマンパワーの問題によるものである。

そのため最近では、地域住民や避難者自身が、自らの手で地域交流会などを企画・実施していることもある。それによって、避難者自身が地域への定着を図るとともに、その地域に溶け込もうという意識から地域活性化などにも貢献しようとしている。

2. 研究の目的

そこで本研究では、避難者支援活動と地域交流に関することに焦点を当て、避難者支援活動を行うにあたり、現時点で具体的にどのような活動内容が求められているのかを実証的に検証することを目的とする。この目的を達成することで、これがどのように地域福祉の向上や、地域活性化などに繋がるのかについても検討することが可能である。また、研究結果から得られた新しい知見により、例えば地域住民と大学生が共同で新しいプロジェクトを実施するなどの方策も検討したい。そうすることによって、この研究成果を今後の商業教育をはじめとする様々な教育にも生かすことも可能になると思われる。

3. 本研究の意義

避難者自身はもちろんのこと、支援する側にとっても震災直後から現在に至るまで、その時の状況に応じて意識やニーズが変化してきている。地域住民も、避難者と共に地域福祉の向上や地域活性化をしていこうという視点も強くなってきており、その意味でも、より高い水準の支援活動が求められてきている。さらには、地域においては大学生のような若い世代が支援活動を行うことも期待されており、これは若い世代が持つ柔軟な発想や積極的な行動を、地域活性化に繋げようとしているからである。

しかしその一方で、2016（平成28）年12月4日の河北新報では、復興支援に取り組む学生スタッフの熱意は右肩下がりであると報じている。復興庁宮城復興局が2016（平成28）年6月～9月に復興支援に取り組む東北の学生団体に実施した聞き取り調査によると、半数が組織の課題に「運営」を挙げていることが明らかになった。これに関して宮城復興局では、「震災当初は使命感にあふれていても、学生メンバーが交代するとモチベーションが下がってしまうため、代替わりを繰り返す学生団体の宿命である」と指摘している。さらには、いわてGINGA-NET代表の八重樫綾子氏は、「学生は誰のために、何のために活動をしているのか、本来の目的が分からなくなってきている。若者のひたむきな姿には被災者を元気づけるが、学生団体が活動を継続するには、支え続ける大人がいないと難しい」と指摘して

いる⁽¹⁾。

このような背景から、改めてニーズを持っている人の立場に立って、現時点では何が求められているのかについて引き出して検証しなければならない。また、これらが科学的に検証され、社会的に承認されなければならない。本研究はその社会的要求に応える研究であり、同時に本研究の意義を指摘することができる。さらには、日本は震災大国であることから、今後もどこかで発生するかもしれない災害に備えた災害危機管理の視点からも、有効な研究である。そして、この研究成果を今後の教育にも生かすことも可能になると思われる。

4. 本研究の手順

本研究は、2017(平成29)年度～2018(平成30)年度の2年間の計画で実施する。避難者支援活動や地域交流は全国各地で行われており、これらの避難者支援活動の情報は、各県庁、各市町村、各団体などが発行している広報誌等で入手することが出来る。そのため、①まずはこれらの避難者支援活動の情報を精査する。②精査した活動についてフィールドワーク調査(聞き取り調査)を行う。③その後、大学生などの若い世代がどのように支援活動に関わるのかについて検討を行う。④調査結果を踏まえて、大学生による支援活動を実施する。⑤支援活動の効果を検証する。という手順で実施する。

なお、本研究における倫理的配慮として調査対象者に対しては、回答した内容は個人が特定されない旨、および、その上で回答が得られたことによって同意したと理解する旨を説明した。また、フィールドワーク調査(聞き取り調査)や研究結果から得られた新しい知見により、新しいプロジェクトを実施するなどの方策も柔軟に対応したい。

5. フィールドワーク調査

研究の手順に沿って、まずは様々な場所で実施されている避難者支援活動の情報を精査し、その中からフィールドワーク調査(聞き取り調査)の実施場所を選定した。選定の基準としては、支援者と避難者が一緒になって継続して活動を実施しており、大学生などの若い世代もその活動に参加可能であるものとした。その結果、福島県内、千葉県内、東京都内

で実施している複数の活動について調査を行うこととなった。この調査を行うにあたっては、勅使河原隆行(研究代表者・千葉商科大学人間社会学部准教授)、和田義人(共同研究者・千葉商科大学人間社会学部教授)、千葉商科大学人間社会学部の学生にて実施した。なお、フィールドワーク調査(聞き取り調査)の集計にあたっては、得られた情報から頻出のテーマやキーワードを抽出して選別することにした。下記がその概要である。

(1) ままカフェ(ふくしま子ども支援センター)

福島県内では、福島、郡山、白河、いわき、南相馬、二本松の6か所において「ままカフェ」を実施している。このままカフェは、特に子育て世代の避難生活や帰還後の生活に関する不安や悩みの解消を目的としたものであり、ふくしま子ども支援センター(NPO法人ビーンズふくしま)が2014(平成26)年から開催しているものである。当初は福島県外等に自主避難をして戻ってきた母親が対象であったが、2017(平成29)年7月からは避難していなかった方をはじめ、震災後に福島県に引っ越してきた方、これから子育てをする方、現在も避難している方も参加できるようにした。このままカフェに参加した母親からは、震災直後は原発事故がどのような影響を及ぼすのか分からず、外出することへの恐怖、避難により家族と離れる不安、そして人間関係や経済面に対する不安などの精神面に関連する不安要素が多かった。現在は自分を含めて周りを取り巻く環境が変わり、見通しが立っている事と、見通しが立たない事が明らかになってきている。そして最大の変化は、今まで支援を受ける側だったが、今後は自分たちが発信する側になっていきたいことや、当時の支援に感謝をして社会にも貢献していきたいというニーズがあることが明らかになった。頻出キーワードは、不安、将来、元気、感謝、貢献であった。

(2) 福島県飯舘村

福島県飯舘村役場をはじめ、現地の農家、特別養護老人ホーム、社会福祉協議会など訪問して調査を実施した。飯舘村は2017(平成29)年3月末に避難指示が解除され、村民の帰村に向けて行政をはじめ、様々な団体が支援にあたっている。また、村の

産業でもある農業の復興に向けて、農家自身も様々な取り組みをしたいとのニーズがあることが明らかになった。具体的には、サヤインゲン農家やイチゴ農家が村の特産品となるような新商品を開発したいとのことであった。さらには、飯舘村から飯舘牛142頭とともに千葉県山武市に避難した小林牧場の黒毛和牛を使用した商品を開発し、道の駅までい館で販売できるようにして、この村の特産品になるようにしたいとのニーズも明らかになった。頻出キーワードは、特産品、復興、避難解除、風評被害であった。

(3) フラワーフェスティバル

渋谷公園通りを会場として開催された「フラワーフェスティバル」では、原発事故以降に福島県飯舘村から千葉県山武市に黒毛和牛と共に避難している小林将男氏と飯舘村のブースに出展し、までい牛（飯舘牛の血統を受け継ぐ黒毛和牛）の販売を行った。また同時に、飯舘村の特産品であるどぶろくや加工食品、手芸品を販売して村のPR活動を行った。さらには、福島県立相馬農業高校の生徒や飯舘村役場の職員とともに、南相馬市で栽培されたマリーゴールドなどの3種類（400株）の花苗ポットを配布した。この活動による調査を通じて、地元のことを多くの人に知ってもらうためには、商品などを通じてPRすることが必要であるということが明らかになった。頻出キーワードは、PR、特産品、復興、風評被害、地域活性化であった。

(4) 相馬田んぼアートプロジェクト

福島県相馬市岩子地区は、東日本大震災の津波により用水路が破壊されて田んぼや畑が塩害を受けた。原発事故以降、福島県産の農産物が受け入れられないことを何とかしようという思いから地元の人々をはじめ、千葉県山武市、神奈川県横浜市に暮らすメンバーが連携し、復興のシンボルになることを目指して2014（平成26）年から田んぼアート（春の田植え祭、夏の鑑賞祭、秋の大収穫祭）を実施している。近年では、地元の企業の協賛や信用金庫が後援するなど、活動に広がりを見せている。また、資金集めの方法としては、クラウドファンディングを活用して各種費用を捻出している。他の地域を含

め、これまで特に行政が主導で行ってきた支援活動においては、予算の関係から支援を打ち切っている現状があるが、その意味では、クラウドファンディングを活用した新しい復興支援活動の手法はとても興味深いものである。さらには、収穫した米を使用したビールを開発するなど商品開発にも力を入れており、これまでのように支援を受ける側ではなく、様々な人たちに現地に足を運んでもらい、開発した商品を楽しんでもらいたいとの考えに変化している。頻出キーワードは、風評被害、人脈、人間関係、楽しむ、地域の協力、特産品などであった。

(5) 縁joy東北

千葉県千葉市にて、千葉県内外の支援団体や被災者の方々が主体となって、復興支援や風化防止を目的としたイベント「縁joy東北」を開催している。このイベントは、準備の段階から避難者が関わって企画運営を行っており、東日本大震災の記憶を「忘れない」を合言葉に実施し、様々な支援のあり方について多くの避難者に知ってほしいとの願いから続けているものである。千葉商科大学の学生は2014（平成26）年からこのイベントに参画し、学生たちがインターンシップで訪れた宮城県石巻市、女川町の被災企業から仕入れたおでんや缶詰の販売、親子で楽しむぬり絵や缶バッチの制作体験を実施している。そして、この調査を通じて、震災の記憶を忘れないというメンタル面の部分だけでなく、年月の経過に伴う避難者や被災地のニーズに変化が生じていることが明らかになった。頻出キーワードは、風化防止、創生、人と人との繋がりであった。

6. 大学生による支援活動

フィールドワーク調査（聞き取り調査）において、地域資源を大切にすることを基本とし、特産品や食材等を使用して新たな商品を開発して風評被害を払拭するとともに、社会貢献や地域活性化をはじめ、新たな観光資源に繋がりたいというニーズが明らかになった。この結果から、千葉県山武市、福島県内の住民とともに「CUCブレンド」と「山武和牛ソーセージ」の商品開発を行うことにした。商品開発後には、この商品開発による効果を検証するために、イベントの参加者（避難者）を対象としてフィールドワー

ク調査(聞き取り調査)を実施している。

(1)CUCブレンド

「ままカフェ」に参加している福島県内に住む子育て世代の母親と共同でオリジナルコーヒー「CUCブレンド」を開発した。母親たちからは、今後は自分たちが発信する側になっていきたいことや、社会にも貢献していきたいというニーズが明らかになっており、カフェといえばコーヒーという発想からオリジナルコーヒーの商品開発を実施することになった。また、2015(平成27)年からは千葉商科大学にて「ままカフェ@千葉商科大学」を毎年開催しており、その時にコーヒーを提供していただいている平野珈琲店のアドバイスを受けながら、福島の母親と千葉商科大学人間社会学部の学生が試飲を繰り返してコーヒー豆のブレンド割合を調整した。

第一弾は2017(平成29)年7月に発売を開始し、コンセプトは母親たちが安心してゆっくりと時間を過ごせるようなコーヒーとした。ブラジル産の豆をベースとして酸味と苦みが少なくスッキリとした味に仕上げた。母親も学生も、自分たちが関わったものが商品になるという喜びを知り、コーヒーをきっかけに積極的に社会とかかわることや社会に貢献する意識の向上に繋がった⁽²⁾。第二弾は2018(平成30)年2月に発売を開始し、基本的なコンセプトは第一弾と同様であるが、東ティモール産の豆を採用することにした。これは、コーヒー豆の輸出を基盤とした東ティモールの経済的自立を支援することが、社会的課題の解決という共通の願いとして合致したことによる⁽³⁾。

商品開発を行ったことにより、母親たちの心境に変化が生じていることが明らかになった。それは、①商品として形になることで満足感を得ることができた。②この商品を使ってこれまで応援(支援)してくれた人に対してお礼をしたい。③情報発信をするための有効なツールとして使用したい。④大学生などの若い世代が関わってくれたので商品開発ができた。⑤行政や大手メーカーの企画ではないことに意義がある。などの意見があった。頻出キーワードは、満足感、お礼、感謝、若い世代、大学生であった。

(2)山武和牛ソーセージ

千葉県山武市に福島県飯舘村から避難している小林将男氏と共同で、飯舘牛の血統を受け継ぐ山武和牛の新たな商品を開発した。小林氏は飯舘村で飯舘牛としてブランド化された村の特産品を生産しており、現在もその血統を残そうと山武市で畜産を続けている。しかし飯舘村出身の牛であっても山武市で育成されているため、飯舘牛の名称を使うことができず山武和牛として出荷をしている。出荷当初は、千葉県の厳しい放射線量検査をクリアしたにも関わらず、福島県出身の牛ということで風評被害を受けていた。しかし地域住民をはじめ、千葉商科大学人間社会学部の学生などが、飯舘牛の血統を受け継ぐ山武和牛をPRするために山武和牛デビューイベントを開催し、その他にも様々なイベントへ出店するなどの活動を続けてきた。このような活動を続けているうちに小林氏は、関わってくれた方々に対して恩返しをしたいという気持ちや、他にも様々な商品を作って皆さんに喜んでもらいたいという気持ちが強くなったという。この思いから2017(平成29)年8月に生まれた商品が「山武和牛ソーセージ」である。この商品のパッケージデザインをはじめとする商品開発に千葉商科大学人間社会学部の学生が関わり、山武市のふるさと納税の返礼品にも採用された⁽⁴⁾。飯舘村の道の駅までい館においては、パッケージデザインと名称を変えた同商品を販売している。

商品開発を行ったことによる変化としては、①これまで応援(支援)してくれた人に対してお礼がしたい。②被災者はいつまでも被災者ではなく、常に前を向いて生きている。③大学生をはじめとする様々な人と関わることで、新たな繋がりができた。④風評被害が減ることを期待している。などの意見があった。頻出キーワードは、お礼、感謝、人と人との繋がり、大学生であった。

7. おわりに

震災直後は原発事故による影響によって避難先でも周囲からの風評被害にあっており、避難直後は地域住民との交流がない避難者も存在した。しかし、行政をはじめとする様々な支援団体が交流会などを企画することにより、少しずつ避難者支援イベントなどに参加するようになっていったという現状があ

る。避難者たちはイベントに参加するにつれ徐々に地域に溶けこみ、そして周りと一緒にイベントを企画し、商品開発を行う中で前向きな心境の変化が現れた。新しく開発した商品を使って、これまでの避難者支援という視点ではなく、避難者自身も地域の住民として参加できるような形態をとっていきたいというニーズが改めて浮き彫りになった。

また今回の研究を通じて、大学生による支援活動として商品開発を実施した。この支援活動を行う前と後では、避難者自身の心にも変化があった。フィールドワーク調査(聞き取り調査)からも明らかになっているように、大学生による支援活動実施前の頻出キーワードは、「不安、将来、風評被害、風化防止、創生」などの消極的なものが多く、この状況を解決するための方法や手段として「地域活性化、地域の協力、人脈、人間関係、特産品」というキーワードを使用していた。しかし支援活動実施後で

は、「満足感、お礼、感謝、若い世代、大学生、人と人の繋がり」という前向きなキーワードに変化していた。避難者はいつまでも避難者ではなく、地域の住民として溶け込んできているため、例えば交流活動に関しても復興支援という形態ではなく、自立支援型といった視点に変えていくというニーズの変化に対応した活動内容が求められていることが実証検証を通じて明らかになった。

最後に、今回はフィールドワーク調査(聞き取り調査)を通じて分析を行ったが、特に支援活動実施後の調査においては、大学生が積極的に関わることで良い印象が残っており、考え方や意見に偏りが生じている可能性も否定できない。そのため今後は、他者評価によるデータを用いた分析や、数値化を行って統計的に分析する必要があることを課題として指摘しておく。

引用・参考文献

- (1) 河北新報(2016年12月4日)の記事を要約
- (2) 千葉商科大学プレスリリース「人間社会学部生×ふくしまのママこだわりの味オリジナルコーヒー『CUCブレンド』新発売」2017年7月13日
- (3) 千葉商科大学プレスリリース「ふくしまのママの声に応えた新商品!!オリジナルコーヒー『CUCブレンド』第2弾」(2018年2月21日)
- (4) 千葉商科大学プレスリリース「千葉県山武市ふるさと納税特典「山武和牛(100%)ソーセージ」人間社会学部生が商品開発に協力!!」2017年10月10日

プロフィール



勅使河原 隆行

千葉商科大学人間社会学部准教授

千葉商科大学大学院政策研究科政策専攻博士課程修了 博士(政策研究)

日本共生社会推進協会(学会組織) 副会長

日本福祉図書文献学会 関東支部長・理事

社会福祉士

専攻(専門分野)は、社会福祉学。

著書に、『地域福祉の理論と方法』、『ソーシャルワークの基礎理論～人間行動と社会システム～』などがある。

税務分野における ICT化の進展と会計教育に関する研究

谷川 喜美江

- I はじめに
- II 研究目的
- III 2019年度研究概要
- IV 2020年度研究計画

I はじめに

会計・税務分野におけるICT化の進展は、これまで不可能であった膨大な業務を短時間でを行うことが可能となる。そして、ICT化の進展により、単純作業は人工知能での代替が可能となる一方で、創造性、協調性を生かした非単純作業は人工知能では代替が難しいと指摘されており¹、今後は専門知識を有する人物の活躍の場が広がることが予想される。

そこで、本研究プロジェクトでは、ICT化が進む現代における会計教育の在り方に関する研究を行う。プロジェクトの研究期間は2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間で、久保田俊介(千葉商科大学基盤教育機構助教)及び谷川喜美江(千葉商科大学商経学部准教授)をメンバーに研究を行う。なお、最終研究成果は研究期間終了後に公表を予定しているため、ここでは、研究目的、研究概要、2019年度研究概要及び2020年度研究計画について示すこととする。

II 研究目的

税務におけるICT化である電子申告・電子納税(以下「電子申告」とする。)は、2004年(平成16年)に運用を開始した。しかし、運用開始当初は利便性が乏しく、その利用は限られていた。

そこで、添付書類提出方法の省略・見直しなど納税者の利便性を向上するための改正を行い、2018年度(平成30年度)の電子申告利用率は、所得税申告57.9%、法人税申告84.3%にまで上昇した。

このように、我が国で電子申告を推進した背景には、行政コスト削減がある。そして、さらなる電子申告利用促進のため、2018年度(平成30年度)税制改正で、2020年(令和2年)4月1日に開始する

事業年度(課税期間)から、大法人へ電子申告を義務付けることとし、同時に電子申告のための環境整備も行うこととした。さらに、将来、中小法人の電子申告の義務化も予想される場所である。

このような税務分野におけるICT化を背景に近年求められる会計教育は、会計帳簿の記入や日々の取引記録、決算書作成といった単に会計処理方法を教授する教育ばかりではなく、ICTを活用した会計処理及び税務申告・納税に対応可能であり、かつ、税務分野における専門知識を有する人物を育成する会計教育が求められよう。

そこで、本研究プロジェクトでは、このような我が国に求められる人物を育成しうる新たな会計教育に関する研究を行う。そして、我が国における税務分野の新たな会計教育のあり方を示したい。

III 2019年度研究概要

2019年度は、我が国における大法人の電子申告義務化とその動向、フランスにおける電子申告の現状、「ICT化に関する意識調査」を行った。

以下では、2019年度における研究概要について示す。

1. 我が国における大法人の電子申告義務化と動向

北条論氏は行政における情報化の推進の端緒となったのは、首相の諮問機関として設置された臨時行政改革推進審議会が1993年(平成5年)10月に示した第3次最終答申であったと述べている²。

その後、税務手続きのオンライン化、電子化が進められ、前述のとおり、我が国では2004年(平成16年)から電子申告を開始したのである。しかし、我が国における電子申告は、利便性の点で問題があり、その利用は進まなかった。そこで、利便性向上のための所要の措置を講じてきたのだが、それでもなお低い利用率であった。

このような中、規制改革推進会議行政手続部会は、2017年(平成29年)3月29日に『行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～』を決定し、2018年(平成30年)4月24日に本取りまとめを見直すとともに、これを公表した。そして、ここでは行政手続簡素化の3原則のひとつとして、行政手続の電子化の徹底が示されたのである。

これを受けて、財務省及び総務省は2017年(平成29年)6月30日に『「行政手続コスト」削減のための基本計画』を公表した。その後、本計画を、財務省は2018年(平成30年)4月9日及び2019年(令和元年)6月28日に、総務省は2018年(平成30年)3月及び2019年(令和元年)3月にそれぞれ改定し、公表した。

財務省及び総務省が公表した『「行政手続コスト」削減のための基本計画』において、2020年(令和2年)4月1日に開始する事業年度(課税期間)から、大法人について法人税、地方法人税、消費税、法人住民税、法人事業税及び地方消費税について電子申告での申告書提出を義務付ける方針が示され、これを受けて2018年度(平成30年度)税制改正が行われたのである。

大法人の電子申告義務化制度の概要は、図表1のとおりであり、大法人は国税及び地方税の申告書及び申告書に添付する書類について、電子申告による提出が義務付けられたのである。

また、2015年度(平成27年度)から2018年度(平成30年度)e-Tax利用率の推移を示したものが図表2である。図表2より、e-Taxの利用率が上昇してきていることがわかる。そして、2020年(令和2年)4月1日以降の大法人の電子申告義務化により、さらに利用が進むことが予想される。

また、1998年(平成10年)には電子帳簿保存法が成立し、本法に基づく帳簿等の保存を認める税制改正を行う等³、電子帳簿の利用を促進するための整備も行われているところである。

図表1 大法人の電子申告義務化制度の概要

対象税目	法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税、法人住民税、法人事業税
対象法人	◎ 法人税及び地方法人税 ① 内国法人のうち、その事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社 ◎ 消費税及び地方消費税 上記①②の法人、国、地方公共団体
対象手続	確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書、還付申告書
対象書類	確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書、還付申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て
届出規定	電子申告の義務化の対象となる法人は、納税地の所轄税務署長に対し、適用開始事業年度等を記載した届出書「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を提出すること
適用日	2020年(令和2年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用
例外規定	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の事前の承認を要件として、法人税等の申告書及び添付書類を書面によって提出することが可能

(注) 仲佑治「大法人の電子申告義務化制度が始まります」『ファイナンス』令和元年11月号、2019年11月15日、10頁～12頁より筆者作成

図表2 e-Taxの利用率の推移

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年対比
		%	%	%	%	
主要 手続	所得税申告①	52.1	53.5	54.5	57.9	+3.4
	消費税申告(個人)②	58.8	63.2	66.1	68.5	+2.4
	マイナンバーカードの普及割合等に左右される国税申告2手続(①~②の計)③	52.5	54.0	55.1	58.5	+3.4
	法人税申告④	75.4	79.3	80.0	84.3	+4.3
	消費税申告(法人)⑤	73.4	77.3	81.6	82.6	+1.0
	酒税申告⑥	91.1	82.0	81.2	81.8	+0.6
	印紙税申告⑦	62.3	60.5	59.2	60.8	+1.6
	上記以外の国税申告4手続(④~⑦の計)⑧	74.3	78.0	80.0	82.9	+2.9
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨	54.9	57.9	59.5	61.7	+2.2
	利子等の支払調書⑩	29.7	27.4	23.1	21.3	▲1.8
	納税証明書の交付請求⑪	8.0	9.9	10.8	12.7	+1.9
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑫	99.4	99.3	99.4	99.1	▲0.3
	申請・届出等9手続(⑨~⑫の計)⑬	61.7	64.3	77.4	76.9	▲0.5

(注)1 「法人税申告④」及び「消費税申告(法人)⑤」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。
 2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

(出所) 国税庁『平成30年度におけるe-Taxの利用状況等について』2019年8月

2. フランスにおける電子申告

政府税制調査会は、2017年(平成29年)6月19日に公表した資料において2013年の電子申告割合を示している。その割合は、アメリカ40%、イギリス98%、フランス96%、カナダ70%、スウェーデン75%、エストニア99%、韓国98%であった⁴。

この中で、本研究プロジェクトでは、高い電子申告普及率となっているフランスを対象に研究を行った。

フランスでは、以前、租税の賦課を行う租税総局(Direction Générale des Impôts, DGI)と租税の徴収を行う公会計局(Direction Générale de la Comptabilité Publique, DGCP)とがあり、税務業務を行う機関が分離していたが、2008年4月にこれらが統合され、公共財政総局が発足した⁵。そして、現在は公共財政総局がフランスの税務業務を行っており、このホームページから電子申告を行うことが可能となっている。この公共財政総局ホームページが図表3である。

図表3 フランスの公共財政総局ホームページ



(出所) <https://www.impots.gouv.fr/portail/> (2019年12月6日)

フランスの電子申告は、法人税が1991年から、所得税及び付加価値税が2001年から開始した⁶。そして、電子申告普及のため、認証方法の簡素化や申告手続きの簡素化等、所要の手続きを整備するとともに、電子申告の義務化については、法人税が2002

年から段階的に開始し2013年には全法人に、所得税は2016年から段階的に開始し2019年にはインターネット接続環境の無い世帯を除く全世帯に、付加価値税は2002年から段階的に開始し2014年10月から全事業者に義務付けたのである⁷。

このように、フランスでは電子申告の段階的な義務化が早い時期から進められ、おおよそ10年前後の期間を要し、完全な義務化に移行してきたのである。

また、フランスの会計実務では、以前から勘定科目番号が統一されている等、ICTを活用した会計処理の基礎が整えられていたとの指摘もあることから、この点を含め、ICT化の進展と会計教育について引き続き研究を進める予定である。

3. 「ICT化に関する意識調査」の実施

会計及び税務に関する業務に携わっている者へICT化に関する意識を調査するため、下記のとおり、アンケートを実施した。

【調査概要】

- ・調査目的：「ICT化に関する意識調査」
- ・調査日：2019年10月28日(月)から
2019年10月29日(火)
- ・調査対象：
 - 職業：現在、企業の財務、会計、経理に携わっている者
 - 性別：男女
 - 年齢：29歳～79歳
 - 調査地域：日本国内

- ・回答数：618人
- ・調査実施方法：
 - マクロミル社のアンケートモニターを対象としたインターネットリサーチ

アンケート調査結果については、現在分析作業を行っており、分析結果は2020年度(令和2年度)に報告予定である。

IV 2020年度の研究計画

2020年度(令和2年度)は、2019年度(令和元年度)に行った我が国及びフランスにおける動向を基礎に諸外国の税務業務におけるICT化の動向に関する研究を行うことを予定している。

また、上記の研究及び2019年度(令和元年度)に実施した「ICT化に関する意識調査」のアンケート結果分析に基づき、学会等で報告し、2021年度(令和3年度)に本プロジェクトの研究成果を公表することを予定している。

1 野村総合研究所が行った、英オックスフォード大学のマイケルA. オズボーン准教授およびカール・ベネディクト・フレイ博士との共同研究成果のなかで、「芸術、歴史学・考古学、哲学・神学など抽象的な概念を整理・創出するための知識が要求される職業、他者との協調や、他者の理解、説得、ネゴシエーション、サービス志向性が求められる職業は、人工知能等での代替は難しい傾向があります。一方、必ずしも特別の知識・スキルが求められない職業に加え、データの分析や秩序的・体系的操作が求められる職業については、人工知能等で代替できる可能性が高い傾向が確認できました。」と報告している。(野村総合研究所『日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に』2015年12月2日 (https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202_1.pdf(2019年12月6日))

2 北条論「税務の電子化の経緯と現状—総論—」『税研』No.191、2017年1月、36頁

3 上西左大信「電子帳簿保存法の現状と課題」『税研』No.191、2017年1月、64頁～65頁

4 政府税制調査会『海外調査報告(総論)』2017年6月19日

5 柳瀬秀郎「フランスの税務行政と税制の概要」『税大ジャーナル』9、2008年10月、107頁～108頁

6 梅原秀明「フランスの税務行政の概要と最近の取組」『税大ジャーナル』28、2017年9月、208頁～210頁

7 同上、208頁～210頁

◆2019年度 瑞穂会報告

会計教育研究の実践の場である「瑞穂会」では、受験者が減少傾向にある会計資格を指導・周知させることで会計教育の発展に寄与するための研究・指導を行っております。2019年度の活動は以下のとおりです。

1. 第69回税理士試験講座

○現役生が税理士試験簿記論・財務諸表論に科目合格しました！

今年度の税理士試験・簿記論合格者数は2,052名(受験者数11,784名・合格率17.4%)・財務諸表論合格者数は1,753名(受験者数9,268名・合格率18.9%)でした。2019年度の税理士試験結果は以下のとおりです。

第69回税理士試験

受 験 回	第69回	
受 験 科 目	簿 記 論	財 務 諸 表 論
受 験 者 数	11名	10名
合 格 者 数	11名	8名
瑞穂会合格率	100.0%	80.0%
全 国 合 格 率	17.4%	18.9%

2. 資格の大原 大原大学院大学主催 全国大学対抗簿記大会(1級の部)

2019年度に実施された全国大学対抗簿記大会において今年も、団体戦・個人戦ともに優勝しました。瑞穂会は団体戦全国優勝9連覇です。

第63回大会	第64回大会
団体戦 優 勝	団体戦 優 勝
準優勝	準優勝
個人戦 優 勝	個人戦 優 勝

3. 資格の学校TAC主催 簿記チャンピオン大会(1級の部)

簿記チャンピオン大会では、6月大会・11月大会とも入賞しました。

2019年6月大会	2019年11月大会
団体戦 3 位	団体戦 6 位

4. 日本商工会議所簿記検定講座

日本商工会議所簿記検定結果は以下のとおりです。

日本商工会議所簿記検定1級結果

受 験 回	第152回	第153回
受 験 者 数	24名	39名
合 格 者 数	7名	7名
瑞穂会合格率	29.1%	17.9%
全 国 合 格 率	8.5%	9.8%

日本商工会議所簿記検定2級結果

受 験 回	第151回	第152回	第153回
受 験 者 数	36名	47名	68名
合 格 者 数	4名	20名	25名
瑞穂会合格率	11.1%	42.5%	36.7%
全 国 合 格 率	12.7%	25.4%	27.1%

※第151回は2019年2月24日実施。

日本商工会議所簿記検定3級結果

受 験 回	第151回	第152回	第153回
受 験 者 数	10名	53名	16名
合 格 者 数	8名	42名	14名
瑞穂会合格率	80.0%	79.2%	87.5%
全 国 合 格 率	55.1%	56.1%	43.1%

※第151回は2019年2月24日実施。

5. 瑞穂会での瑞穂祭参加について

11月に行われた瑞穂祭(文化祭)に瑞穂会所属の学生がラーメン屋を出店しました。学生が簿記・会計の資格取得で身に付けた知識・技術を実践で活用する会計教育の実学事例の1つとして活動をしました。ICT会計帳簿を学生が利用して予算の編成や統制、原価管理、損益分岐点等、どのような場面で会計情報が利活用できるかを学びました。

千葉商科大学会計教育研究所

所 長 榊 岡 源一郎

助 教 相 原 安 澄

執筆者紹介

- 榊 岡 源一郎 - 千葉商科大学副学長、会計教育研究所所長、教授
- 櫻 井 淳 - 国税庁課税部軽減税率制度対応室長
- 荒 木 真 彦 - 千葉県立流山高等学校教諭
- 勅使河原 隆行 - 千葉商科大学人間社会学部准教授
- 谷 川 喜美江 - 千葉商科大学商経学部准教授

2020年3月20日発行

会計教育研究 Vol.6

編集発行者 千葉商科大学
会計教育研究所
発 行 所 〒272-8512
千葉県市川市国府台1-3-1
電話 047-731-6766
印 刷 所 有限会社 銀座タイプ印刷社

ISSN 2189-2822

CUC 千葉商科大学
Chiba University of Commerce